【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成27年11月17日
【計算期間】	第7特定期間（自　平成27年2月19日　至　平成27年8月18日）
【ファンド名】	イーストスプリング・インドネシア債券オープン（毎月決算型）
【発行者名】	イーストスプリング・インベストメンツ株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役　　関﨑　司
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目６番１号 丸の内パークビルディング
【事務連絡者氏名】	山本　亮子
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目６番１号 丸の内パークビルディング
【電話番号】	03-5224-3400
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

当ファンドは、投資信託証券を通じて主としてインドネシアの債券に投資を行うことにより、インカム・ゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。

以下、本書において、投資信託または外国投資信託の受益証券（振替受益権を含みます。）および投資法人または外国投資法人の投資証券（振替投資口を含みます。）を「投資信託証券」といいます。

② 基本的性格

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類において、追加型投信／海外／債券に該当します。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信 追加型投信	国　　内 海　　外 内　　外	株　　式 債　　券 不動産投信 その他資産 資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

○当ファンドが該当する商品分類の定義

「追加型投信」… 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

「海外」… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

「債券」… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 不動産投信 その他資産 （投資信託証券 （債券）） 資産複合	年1回 年2回 年4回 年6回 （隔月） 年12回 （毎月） 日々 その他	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東（中東） エマージング	ファミリー ファンド ファンド・オブ・ ファンズ	あり なし

（注1）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

（注2）属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

○当ファンドが該当する属性区分の定義

「その他資産（投資信託証券（債券））」… 目論見書または投資信託約款において、投資信託証券を通じて、実質的に債券に投資する旨の記載があるものをいいます。

「年12回（毎月）」… 目論見書または投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。

「アジア」… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
「ファンド・オブ・ファンズ」… 「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
「為替ヘッジなし」… 目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

＊上記以外の商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（http://www.toushin.or.jp/）をご覧ください。

③ 信託金の限度額

信託金の限度額は1,500億円とします。ただし、受託会社と合意のうえ、この限度額を変更することができます。

④ ファンドの特色

1．投資信託証券を通じて、主としてインドネシアの債券に投資を行います。

＜イーストスプリング・インベストメンツ・インドネシア・ボンド・マスター・ファンド（主要投資対象ファンド）の特徴＞

(1)主として、インドネシアの国債、政府保証債、政府機関債、準国債＊、地方債および社債＊＊等に投資を行うことにより、インカム・ゲインの確保とトータル・リターンの最大化を目指した運用を行います。

＊　インドネシア政府が50%以上出資している企業が発行する債券

＊＊　インドネシアで設立された企業またはインドネシアを中心に事業を営んでいる企業が発行する債券

(2)主に、インドネシアルピア建ておよび米ドル建ての債券に投資を行います。
インドネシアルピア以外の通貨建ての債券に投資した場合には、原則として、実質的にインドネシアルピア建てとなるように為替取引を行います。

（注1）資金動向、市況動向等によっては、一部の債券をインドネシアルピア以外の通貨建てのまま保有する場合があります。

（注2）インドネシアルピア建ての国際機関債に投資を行う場合もあります。

(3)運用は、イーストスプリング・インベストメンツ（シンガポール）リミテッドが行います。

(4)外貨建資産について、原則として対円での為替ヘッジは行いません。そのため、為替相場の変動の影響を受けることになります。

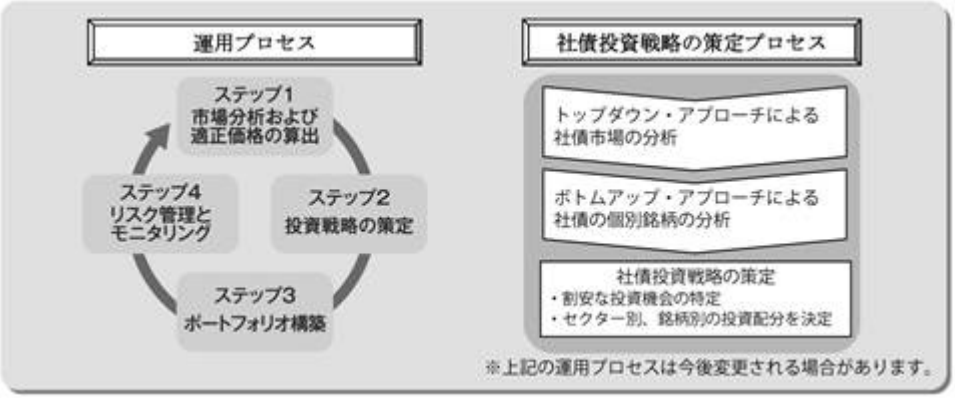

2．ファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。

・当ファンドは、複数の投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。
・原則として、「イーストスプリング・インベストメンツ・インドネシア・ボンド・マスター・ファンド」への投資比率を高位に保ちます。

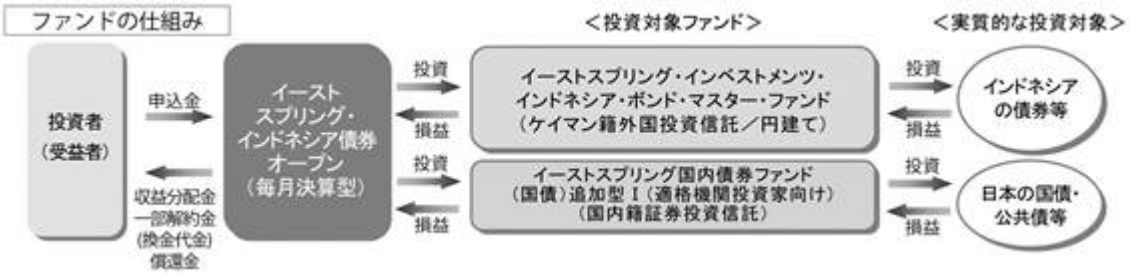

※ファンドは実質的にインドネシアの債券に投資するため、その基準価額は債券の値動きに加え、円対インドネシアルピアの為替相場の動きに影響を受けます。

３．毎月18日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配を行います。
・毎月決算を行い、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等から、収益分配を行います。
・収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。
・分配対象額が少額の場合は、収益分配を行わないこともあります。

＜収益分配のイメージ＞

※上記の図は収益分配のイメージであり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

〔 収益分配金に関する留意事項 〕

●分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

●分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

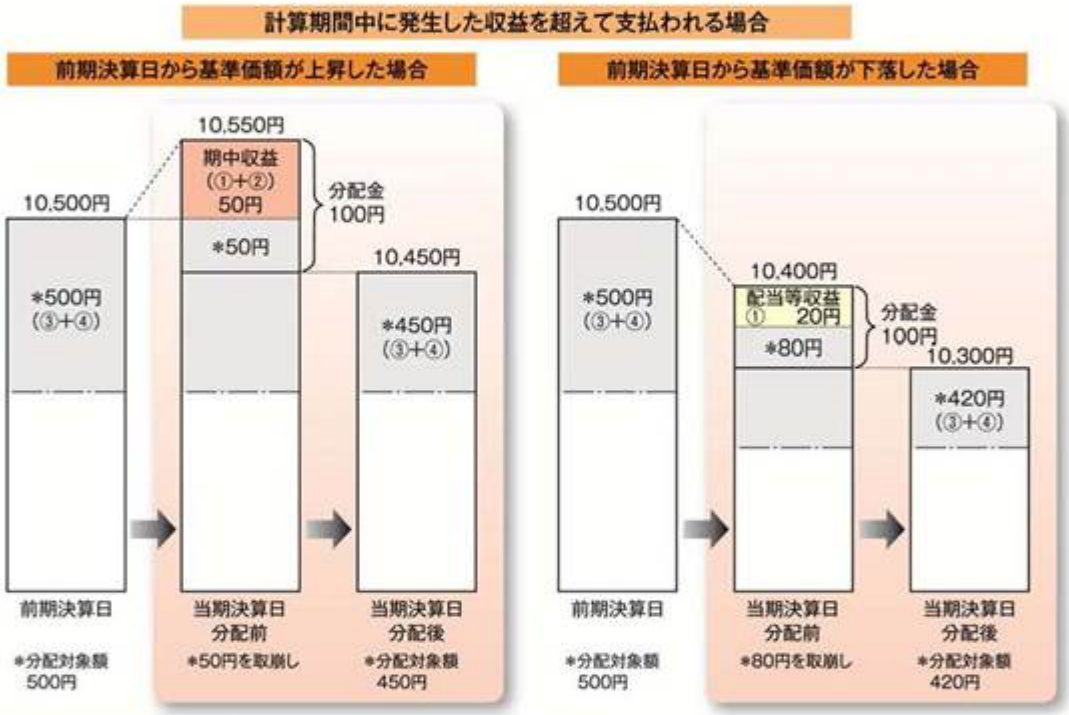

（注）分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

①経費控除後の配当等収益　②経費控除後の売買益・評価益　③分配準備積立金　④収益調整金

※上図はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆、保証するものではありません。

●投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上りが小さかった場合も同様です。

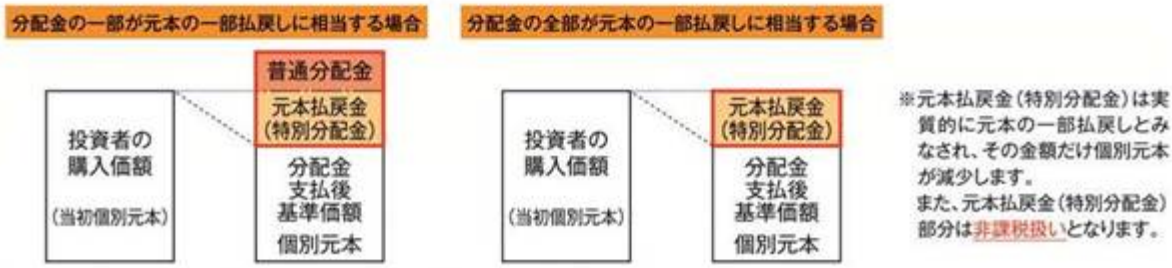

※元本払戻金（特別分配金）は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。
また、元本払戻金（特別分配金）部分は非課税扱いとなります。

普通分配金:個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金:個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。
（特別分配金）

(2)【ファンドの沿革】

平成24年2月29日　　信託契約締結、ファンドの設定および運用開始

(3)【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み

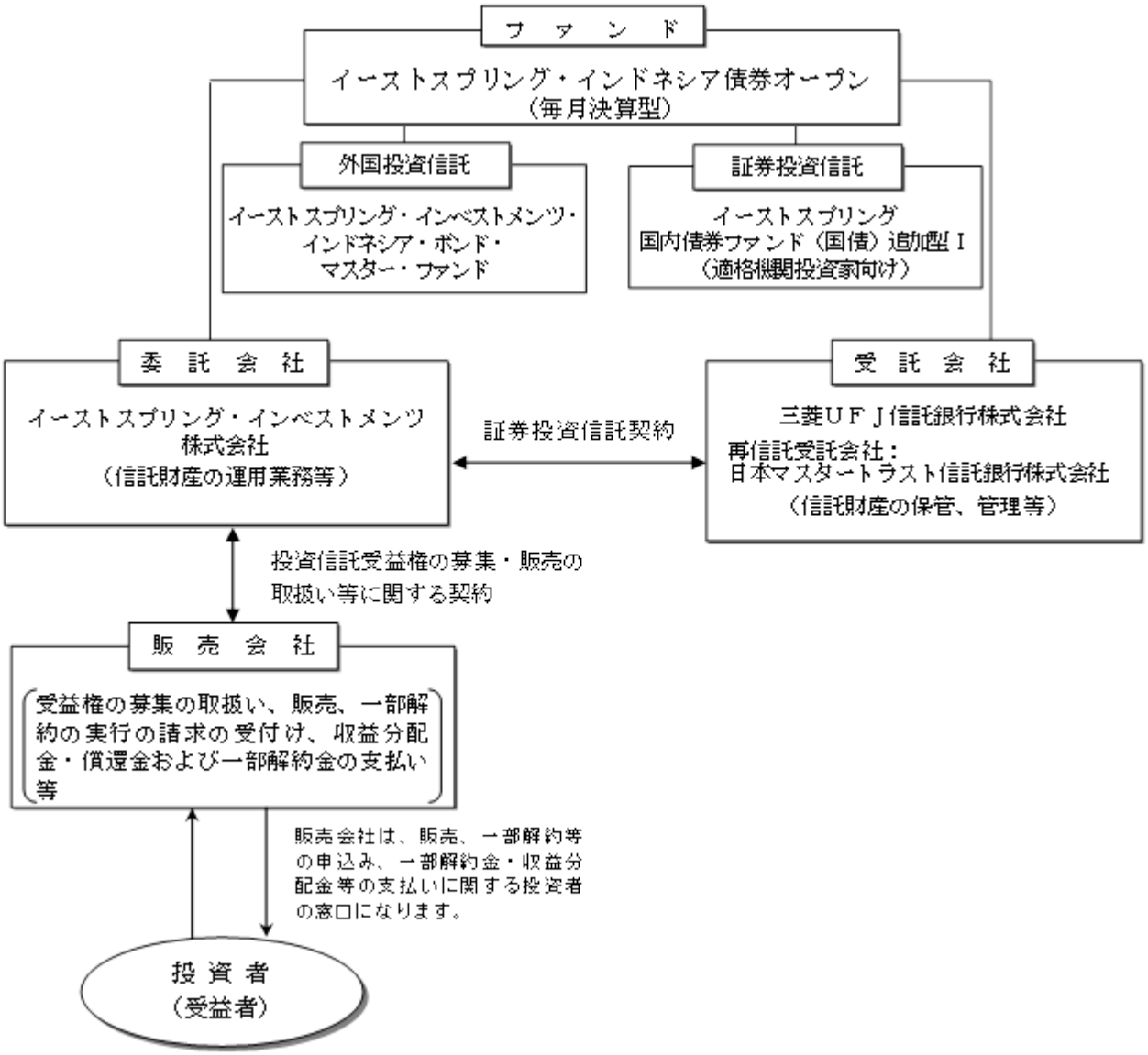

② 委託会社およびファンドの関係法人

1．委託会社：イーストスプリング・インベストメンツ株式会社
当ファンドの委託者として信託財産の運用業務等を行います。

2．受託会社：三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社
（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
当ファンドの受託者として信託財産の保管・管理等を行います。なお、信託事務の一部につき、再信託受託会社に委託することがあります。

3．販売会社：
当ファンドの投資信託受益権の募集の取扱いおよび販売、一部解約に関する事務、一部解約金・収益分配金および償還金の支払いに関する事務等を行います。

③ 委託会社が関係法人と締結している契約等の概要

1．受託会社と締結している契約
証券投資信託契約が締結されており、投資信託財産の運用方針、信託報酬の総額、受益権の募集方法に関する事項等が定められています。

2．販売会社と締結している契約

投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約が締結されており、受益権の募集および一部解約の取扱いに関する事項、収益分配金、一部解約金および償還金の支払いの取扱いに関する事項等が定められています。

④ 委託会社の概況

１．資本金の額

平成27年9月末現在　　資本金　649.5百万円

２．委託会社の沿革

平成11年12月　ピーピーエム投信投資顧問株式会社設立
平成12年 1月　投資顧問業の登録
平成12年 5月　投資一任契約にかかる業務の認可を取得
平成12年 5月　証券投資信託委託業の認可を取得
平成14年 1月　ピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社へ商号変更
平成19年 9月　金融商品取引法施行による金融商品取引業（投資助言・代理業、投資運用業、第二種金融商品取引業）のみなし登録
平成22年12月　ＰＣＡアセット・マネジメント株式会社へ商号変更
平成24年 2月　イーストスプリング・インベストメンツ株式会社へ商号変更

３．大株主の状況（平成27年9月末現在）

株主名	住所	所有株式数	所有比率
プルーデンシャル・コーポレーション・ホールディングス・リミテッド（以下「ＰＣＨＬ」といいます。）（注）	英国 ロンドン市 ローレンス・パウトニー・ヒル EC4R 0HH	23,060株	100%

（注）ＰＣＨＬは、世界有数の金融サービスグループを展開する英国プルーデンシャル社（以下「最終親会社」）の間接子会社です。なお、最終親会社およびＰＣＨＬは、主に米国で事業を展開しているプルデンシャル・ファイナンシャル社とは関係がありません。

２【投資方針】

(1)【投資方針】

① 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目指して運用を行います。

② 投資態度

１．以下の投資信託証券を主要投資対象とし、主にインドネシアの債券に実質的に投資を行うことにより、インカム・ゲインの確保および中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。

ａ.ケイマン籍外国投資信託「イーストスプリング・インベストメンツ・インドネシア・ボンド・マスター・ファンド」（円建て）の受益証券

ｂ.国内籍証券投資信託「イーストスプリング国内債券ファンド（国債）追加型Ｉ（適格機関投資家向け）」の受益証券（振替受益権を含みます。）

２．上記１．のａ.に掲げる投資信託証券への投資比率を高位に維持することを基本とします。

３．資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

＜投資信託証券の選定方針＞

投資信託証券の投資対象および投資方針が当ファンドの投資方針に適合することを重視して、上記投資信託証券を選定しました。

＜投資対象ファンドの概要＞

以下の記載事項は、有価証券届出書提出日現在、委託会社が知り得る情報に基づいており、今後記載内容が変更される場合があります。

ファンド名	イーストスプリング・インベストメンツ・インドネシア・ボンド・マスター・ファンド	
形態	ケイマン籍外国投資信託／オープン・エンド型	
表示通貨	日本円	
運用の 基本方針	主としてインドネシアの債券に投資を行うことにより、インカム・ゲインの確保とトータル・リターンの最大化を目指した運用を行います。	
主な投資対象	インドネシアの国債、政府保証債、政府機関債、準国債、地方債および社債	
ベンチマーク	ありません。	
ファンドの 関係法人	運用会社	イーストスプリング・インベストメンツ（シンガポール）リミテッド
	管理会社	ステート・ストリート・ケイマン・トラスト・カンパニー・リミテッド
ファンドの特徴	1. 主としてインドネシアの国債、政府保証債、政府機関債、準国債、地方債および社債等に投資を行います。主に、インドネシアルピア建ておよび米ドル建ての債券に投資を行いますが、インドネシアルピア以外の通貨建ての債券に投資した場合には、原則として、実質的にインドネシアルピア建てとなるように為替取引を行います。 ※資金動向、市況動向等によっては、一部の債券をインドネシアルピア以外の通貨建てのまま保有する場合があります。 ※インドネシアルピア建ての国際機関債に投資を行う場合もあります。 2. 運用は、イーストスプリング・インベストメンツ（シンガポール）リミテッドが行います。 3. 外貨建資産について、原則として対円での為替ヘッジは行いません。そのため、為替相場の変動の影響を受けることになります。	
主な投資制限	・同一発行体の発行する公社債への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。ただし、国債、政府保証債、国際機関債についてはこの限りではありません。 ・信託財産の純資産総額の10%を超える借入れは行わないものとします。 ・デリバティブ取引（ＮＤＦ取引を含みます。）の利用は、ヘッジ目的に限定しません。	
収益分配	原則として毎月分配を行う方針です。	
申込手数料	ありません。	

運用報酬および管理費用等	年率0.45%（上限）
その他の費用・手数料	有価証券売買時の売買委託手数料等、その他の費用（法務および監査費用を含みます。）がかかります。
設定日	2012年2月29日
決算日	毎年12月31日

ファンド名	イーストスプリング国内債券ファンド（国債）追加型Ｉ（適格機関投資家向け）	
形態	国内籍証券投資信託／適格機関投資家私募	
表示通貨	日本円	
運用の基本方針	わが国の国債を中心に、国債、政府保証債、地方債等の公共債を主要投資対象とし、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指した運用を行います。	
主な投資対象	日本の国債、政府保証債、地方債	
ベンチマーク	BofAメリルリンチ国債インデックス（1-10年債）※	
ファンドの関係法人	委託会社	イーストスプリング・インベストメンツ株式会社
	投資顧問会社	イーストスプリング・インベストメンツ（シンガポール）リミテッド
	受託会社	三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社
ファンドの特徴	1. わが国の国債を中心に、国債、政府保証債、地方債等の公共債に投資を行い、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指した運用を行います。 2. 投資に際しては、内外いずれかの評価機関からＢａａ３あるいはＢＢＢ－相当以上の格付けを得ている信用度の高い銘柄とします。格付けを取得していない公社債については、委託会社が同等の信用力があると判断した場合には投資を行うことがあります。 3. 投資にあたっては、ファンダメンタルズ分析、金利動向予測、イールドカーブ分析等を行い、信用リスク、流動性および分散投資に配慮しながら投資を行います。 4. イーストスプリング・インベストメンツ（シンガポール）リミテッドに運用の指図に関する権限を委託します。	
主な投資制限	・株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の５％以下とします。 ・投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。 ・外貨建資産への投資には、制限を設けません。	
申込手数料	ありません。	
信託報酬	年率0.216%（税抜0.2%）	
その他の費用・手数料	監査費用、有価証券売買時の売買委託手数料等がかかります。	
設定日	2002年8月26日	
決算日	毎年2月25日（休業日の場合は翌営業日）	

※ バンクオブアメリカ・メリルリンチは、バンクオブアメリカ・メリルリンチのインデックスを何ら変更することなく使用することを許諾しており、バンクオブアメリカ・メリルリンチのインデックスに関し何らの表明をするものではなく、バンクオブアメリカ・メリルリンチのインデックスまたはそれに含まれ、関連しもしくは得られるデータの適合性、内容、正確性、適時性および完全性について保証するものではありません。また、バンクオブアメリカ・メリルリンチはイーストスプリング・インベストメンツ株式会社によるバンクオブアメリカ・メリルリンチのインデックスの使用に関し一切の責任を負うものではなく、イーストスプリング・インベストメンツ株式会社またはその商品またはサービスについて何らの支持、是認または推奨をするものではありません。

(2)【投資対象】

① 投資対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ 有価証券

ロ 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）

ハ 金銭債権（イおよびロに掲げるものに該当するものを除きます。）

２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ 為替手形

② 有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主としてケイマン籍外国投資信託「イーストスプリング・インベストメンツ・インドネシア・ボンド・マスター・ファンド」（円建て）の受益証券および国内籍証券投資信託「イーストスプリング国内債券ファンド（国債）追加型I（適格機関投資家向け）」の受益証券（振替受益権を含みます。）のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

１．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

２．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

３．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

４．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

なお、４.の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引および債券貸借取引に限り行うことができるものとします。

③ 投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金

２．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

３．コール・ローン

４．手形割引市場において売買される手形

ただし、上記②にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記１．から４．までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3)【運用体制】

当ファンドの運用体制は以下の通りです。

＜委託会社の運用体制および内部管理体制＞

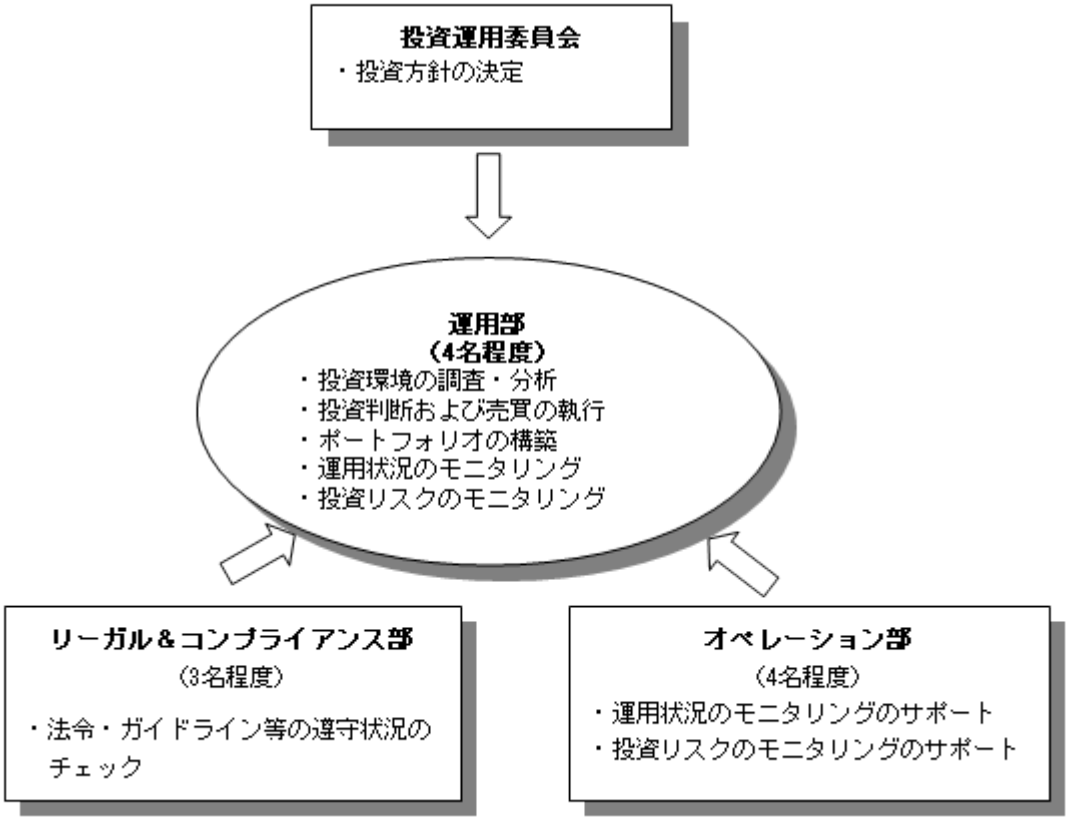

１．投資運用委員会において投資方針の決定を行います。

２．運用部は投資環境の調査・分析を行います。これらの調査・分析結果を踏まえ、投資運用委員会により決定された投資方針に基づいて、運用部が投資判断を行います。投資判断を行うにあたっては、ガイドラインに抵触しないことの確認が求められます。また、投資リスクのモニタリング等も行います。

＜運用体制に関する社内規則＞

委託会社は、「投資運用業に係る業務運営規程」に則って運用を行います。

＜委託会社によるファンドの関係法人に対する管理体制＞

受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、内部統制に関する外部監査人による報告書等を定期的に受取り、業務執行体制のモニタリングを行っています。

なお、当ファンドの運用体制は平成27年9月末現在のものであり、今後、変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

①収益分配方針

毎決算時（原則として毎月18日。ただし、当該日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

１．分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

２．収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は、収益分配を行わないこともあります。

３．留保益の運用については特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

＜収益分配のイメージ＞

※上記の図は収益分配のイメージであり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

②収益の分配方式

１．信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

ａ．配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

ｂ．売買損益に評価損益を加減して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

２．毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(5)【投資制限】

＜信託約款に定める投資制限＞

１．投資信託証券への投資制限

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

２．外貨建資産への投資制限

外貨建資産への直接投資は行いません。

３．株式への投資制限

株式への直接投資は行いません。

４．公社債の借入れ

ａ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

ｂ．上記ａ．の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

ｃ．信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

ｄ．上記ａ．の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

５．資金の借入れ

ａ．委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的と

して、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

b．一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

c．収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

d．借入金の利息は信託財産中より支弁します。

３【投資リスク】

(1) 基準価額の主な変動要因

投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて主に値動きのある有価証券に投資するため、当ファンドの基準価額は投資する有価証券等の値動きによる影響を受け、変動します。また、実質的に外貨建資産に投資しますので、為替変動リスクもあります。したがって、当ファンドは投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。当ファンドの運用による損益は、すべて投資者のみなさまに帰属します。

当ファンドが有する主なリスクは以下の通りです。

1. 為替変動リスク
   為替相場は投資対象国・地域の政治経済情勢、通貨規制、資本規制等の要因により変動します。当ファンドは、実質的に組入れた外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替相場が円高方向に変動した場合には、基準価額の下落要因となります。
2. 金利変動リスク
   一般に、金利が上昇した場合には、債券の価格は下落します。当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて債券に投資しますので、金利が上昇した場合は、基準価額の下落要因となります。
3. 信用リスク
   有価証券等の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、当該有価証券等の価格が大きく下落（価格がゼロになることもあります。）することがあります。当ファンドが実質的に組入れた有価証券等にこうした事態が起こった場合は、基準価額の下落要因となります。
4. 流動性リスク
   実質的に組入れた有価証券等の市場規模が小さく取引量が少ない場合、または市場が急変した場合、当該有価証券等を売買する際に、希望する時期や価格で売買できない場合があり、不利益を被るリスクがあります。当ファンドの一部解約金の支払資金手当てのために、実質的に組入れた有価証券等を売却する場合には、市況動向や流動性等の状況によっては基準価額の下落要因となる可能性があります。
5. カントリーリスク
   一般に、新興国の金融市場は先進国に比べ、安定性、流動性等の面で劣る場合があり、政治、経済、国家財政の不安定要因や法制度の変更等に対する市場感応度が大きくなる傾向があります。当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて主として新興国の有価証券に投資を行いますので、投資対象国・地域において、上記の要因等により投資資産の価格が大きく変動することや投資資産の回収が困難になることがあります。
   （注）基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

(2) その他の留意点

1. 当ファンドは、預金および保険契約ではなく、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護および補償の対象ではありません。また、登録金融機関で取扱う場合、投資者保護基金の補償対象ではありません。
2. 分配金は計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後は純資産が減少し、基準価額が下落する要因となります。投資者のファンドの購入価額によっては、支払われた分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上りが小さかった場合も同様です。
3. 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに

資金の受渡しに関する障害等）が発生した場合に、信託約款の規定にしたがい、委託会社の判断で受益権の取得申込みおよび一部解約の実行請求の受付けを中止すること、すでに受付けた受益権の取得申込みおよび一部解約の実行請求の受付けを取消すこと、またはその両方を行うことがあります。

4. 外国の政治、経済および社会情勢の変化により市場が混乱した場合、有価証券取引および為替取引に対して新たな規制が設けられた場合または金融商品取引所の閉鎖や流動性の極端な減少等があった場合等には、当ファンドの運用方針に沿った運用ができない場合があります。
5. 当ファンドの投資対象ファンドでは、インドネシアルピア建て以外の主要国通貨（主に米ドル）建て債券についてはＮＤＦ取引を利用して実質的にルピア建て債券と同様の経済効果を持たせる場合があります。ＮＤＦ取引は為替予約取引と類似の取引ですが、ルピアに対する投機的な思惑や需給の影響を受け、その取引価格は当該主要国通貨とルピアの金利差から求められる価格と乖離する場合があります。これらの市場要因により、ＮＤＦ取引によって実質的にルピア建てとした債券の利回りは、金利差等から想定される利回りを下回る場合があります。
6. インドネシア国内では、債券への投資によって得られた収益に対して課税されます。税制が変更されたときには、基準価額が影響を受ける場合があります。税金の取扱いにかかる関連法令・制度等は将来変更される場合があります。
7. 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
8. 当ファンドの運用体制、リスク管理体制等は、今後、変更される場合があります。
9. 法令・税制・会計制度等は、今後、変更される可能性があります。

(3) 投資リスクに対する管理体制等

当ファンドの投資リスクに対する管理体制は、以下の通りです。

・委託会社における投資リスク管理体制

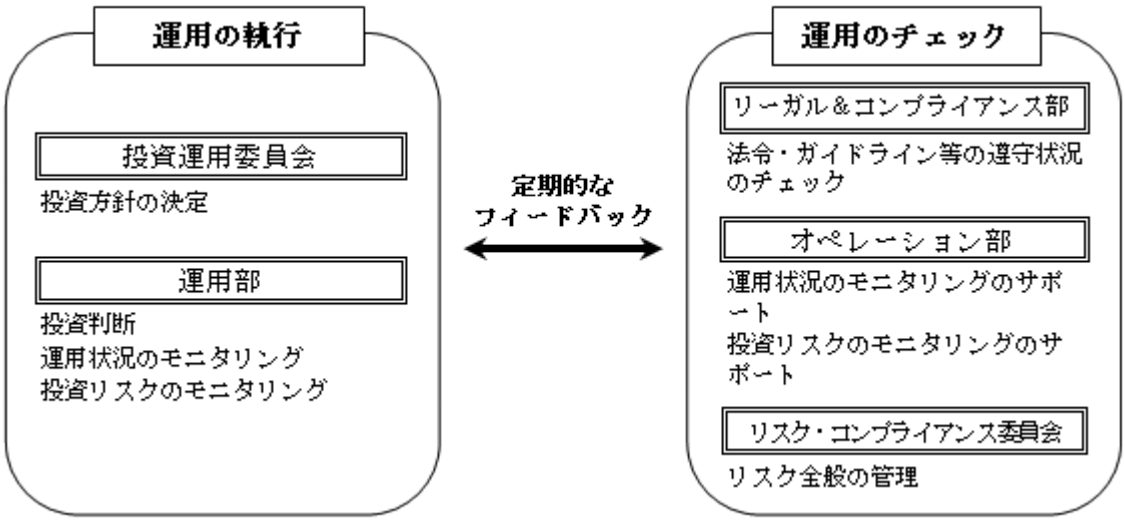

・投資運用委員会において投資方針の決定を行います。
・運用部は、投資対象ファンドにおける運用状況の確認および投資リスク等のフロント・モニタリングを行うとともに、投資対象ファンドの運用会社等に対して運用状況に関する定期的な報告を求めています。
・オペレーション部は、運用状況および投資リスクのモニタリングのサポートを行います。
・リーガル＆コンプライアンス部は、法令・ガイドライン等の遵守状況や利益相反の有無等のチェックを行い、必要に応じて指導・勧告を行うとともに、リスク・コンプライアンス委員会に報告します。
・リスク全般の管理はリスク・コンプライアンス委員会が行います。
・重要報告事項については、リスク・コンプライアンス委員会の各委員が、同委員会等に報告し、審議します。

なお、投資リスクに対する管理体制等は平成27年9月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

参考情報

■ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移　（2010年10月～2015年9月）

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なる場合があります。

※ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※当ファンドは2012年2月29日に設定されたため、分配金再投資基準価額は2012年2月末以降、ファンドの年間騰落率は2013年2月以降のデータを表示しています。

■ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較　（2010年10月～2015年9月）

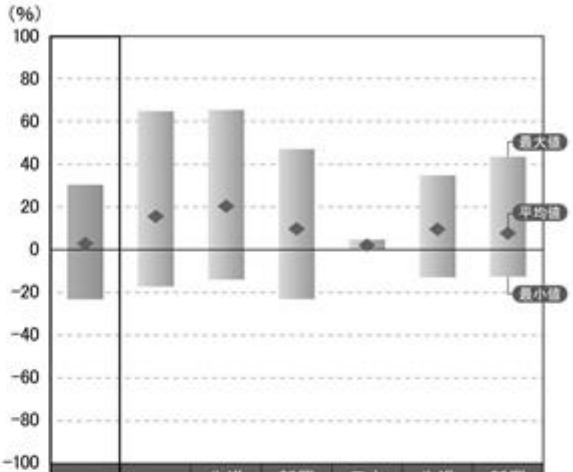

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	3.0%	15.8%	20.5%	9.9%	2.3%	9.7%	7.9%
最大値	30.6%	65.0%	65.6%	47.3%	4.5%	34.9%	43.7%
最小値	-23.0%	-17.0%	-13.7%	-22.9%	0.4%	-12.7%	-12.4%

※2010年10月から2015年9月の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示し、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※当ファンドは2012年2月29日に設定されたため、ファンドの年間騰落率は、2013年2月以降のデータをもとに表示しています。

＜各資産クラスの指数＞
日 本 株： 東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
先進国株： MSCI コクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）
新興国株： MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円換算ベース）
日本国債： NOMURA-BPI 国債
先進国債： シティ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）
新興国債： JP モルガン GBI-EM グローバル・ダイバーシファイド（円ベース）

（注）海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しています。「円換算ベース」は、米ドルベースの指数を委託会社が円換算したものです。

＜指数について＞

東証株価指数（TOPIX）は、株式会社東京証券取引所の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数（TOPIX）の商標又は標章に関するすべての権利は株式会社東京証券取引所が有しています。

MSCI 指数（MSCI コクサイ・インデックス、MSCI エマージング・マーケット・インデックス）は MSCI Inc.が算出している指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は MSCI Inc.に帰属します。また MSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

NOMURA-BPI は、野村證券株式会社が公表している指数で、その知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。

シティ世界国債インデックスは Citigroup Index LLC により開発、算出および公表されている債券インデックスであり、著作権は、Citigroup Index LLC に帰属します。

JP モルガン GBI-EM グローバル・ダイバーシファイド（円ベース）は J.P. Morgan Securities LLC が算出、公表しているインデックスであり、著作権、知的財産権は J.P. Morgan Securities LLC に帰属します。

４【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

①申込手数料は、3.24%（税抜3.0%）を上限として販売会社がそれぞれ別に定める率を、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額とします。
申込手数料は、購入時におけるファンドや関連する投資環境の説明および情報提供、購入に関する事務手続き等の対価として、販売会社にお支払いいただくものです。
申込手数料率は、お申込みの販売会社または下記照会先までお問合せください。
＜照会先＞

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社 電話番号　03－5224－3400（受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで） ホームページアドレス　http://www.eastspring.co.jp/

②償還乗換え等によるお申込みの場合、申込手数料が優遇される場合があります。詳しくは、お申込みの販売会社にお問合せください。

③自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合には、取得する口数について無手数料で取扱います。

(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありません。ただし、解約に際しては、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額としてご負担いただきます。

(3)【信託報酬等】

計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年率1.2204%（税抜1.13%）を乗じて得た額が信託報酬として計算され、信託財産の費用として計上されます。信託報酬の配分は、以下の通りです。

各販売会社の取扱い純資産残高のうち		300億円以下の部分	300億円超の部分
配　分	委託会社	年率0.42876%（税抜0.397%）	年率0.38556%（税抜0.357%）
	販売会社	年率0.76680%（税抜0.710%）	年率0.81000%（税抜0.750%）
	受託会社	年率0.02484%（税抜0.023%）	年率0.02484%（税抜0.023%）

＜信託報酬とその支払先の役務について＞

信託報酬		信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率
	委託会社	委託した資金の運用の対価
	販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
	受託会社	ファンドの運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価

信託報酬は、毎計算期間の終了時および信託の終了時に信託財産中から支払われます。
なお、このほかに当ファンドが投資対象とする投資信託証券（投資対象ファンド）に関しても信託報酬等がかかります。
当ファンドの信託報酬に、投資対象とする投資信託証券の信託報酬等を加算した実質的な信託報酬の上限は、年率1.6704%（税込）です。ただし、当該信託報酬は、投資信託証券の組入状況等により変動します。

＜ご参考：投資対象ファンドの信託報酬等＞

ファンド名	運用報酬および管理費用等
イーストスプリング・インベストメンツ・インドネシア・ボンド・マスター・ファンド	年率0.45%（上限）

上記のほか、有価証券売買時の売買委託手数料等、その他の費用（法務および監査費用を含みます。）がかかります。なお、申込手数料はありません。

ファンド名	信託報酬等
イーストスプリング国内債券ファンド（国債）追加型Ⅰ（適格機関投資家向け）	年率0.216%（税抜0.2%）

上記のほか、監査費用、有価証券売買時の売買委託手数料等がかかります。なお、申込手数料はありません。

(4)【その他の手数料等】

①信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用（監査費用、目論見書および運用報告書等の印刷費用、受益者に対する公告費用を含みます。）および受託会社の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。

②委託会社は、上記①に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額を信託財産から受取ることができます。この場合、委託会社は、現に信託財産のために支払った金額を受取る際に、あらかじめ、受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は、実際に支払った金額を受取る代わりに、かかる諸費用の金額を、あらかじめ、合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産から受取ることもできます。

③上記②において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、上限、固定率または固定金額を合理的に計算された範囲内で変更することができます。なお、諸費用の上限は、信託財産の純資産総額に年率0.10%を乗じて得た額とします。

④上記②において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、計算期間を通じて毎日、信託財産に計上されます。かかる諸費用は、委託会社が1年以内で相当と定める期間に属する最終の計算期末もしくは信託終了のとき、当該諸費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産中から受取り、委託会社の責任において、実際の支払いに充当します。

⑤外国における資産の保管等に要する費用等は受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。

⑥信託財産において資金借入れを行った場合の借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。

＜その他の手数料等の役務について＞

監査費用	監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用
売買委託手数料	有価証券等の売買の際、売買仲介人に支払う手数料
保管費用	有価証券等の保管等のために海外銀行に支払う費用

※上記（4）に掲げる「その他の手数料等」は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※投資者のみなさまが負担する費用の合計額は、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

① 個人、法人別の課税の取扱いについて

1．個人の受益者に対する課税

a.収益分配金

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として以下の表の税率による源泉徴収（原則として確定申告は不要です。）が行われます。なお、確定申告を行い総合課税または申告分離課税を選択することもできます。
なお、配当控除の適用はありません。

b.一部解約金および償還金

一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額を含みます。）を控除した利益）は、譲渡所得として以下の表の税率による申告分離課税が適用されます。
ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合は、原則として確定申告は不要です。

期間	税率
平成26年1月1日以降 平成49年12月31日まで	20.315% （所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）
平成50年1月1日以降	20% （所得税15%、地方税5%）

※平成49年12月31日までは、所得税額に対して2.1%の税率で復興特別所得税が付加されます。

＜損益通算について＞

一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等の譲渡益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得との損益通算も可能となります。また、一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損との相殺が可能となります。
平成28年1月1日以降、損益通算の対象範囲に特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡益および利子等が追加される予定です。

※公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」の適用対象です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円（平成28年1月1日以降、年間120万円となる予定です。）の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方となります。また、20歳未満の方を対象とした「ジュニアNISA」が創設され、平成28年4月1日より適用される予定です。詳しくは、販売会社にお問合せください。

2．法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額について、以下の表の税率で源泉徴収が行われます。
なお、益金不算入制度の適用はありません。

期間	税率
平成26年1月1日以降 平成49年12月31日まで	15.315% （所得税15%、復興特別所得税0.315%）
平成50年1月1日以降	15% （所得税15%）

※平成49年12月31日までは、所得税額に対して2.1%の税率で復興特別所得税が付加されます。

② 個別元本について

1．追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が、当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

2．受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社ごとに個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等ごとに、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

3．受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

③ 収益分配金の課税

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、1．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、2．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

※上記の内容は平成27年9月末現在の税法に基づくものであり、税法が改正された場合等には、変更になることがあります。

※税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

（1）【投資状況】

(平成27年9月30日現在)

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	39,599,738,951	97.55
投資信託受益証券	日本	23,722,253	0.06
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	―	972,235,430	2.39
合計（純資産総額）		40,595,696,634	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率をいいます。

（2）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

(平成27年9月30日現在)

国／地域	種類	銘柄名	数量（口数）	帳簿価額 単価（円）	帳簿価額 金額（円）	評価額 単価（円）	評価額 金額（円）	投資比率（%）
ケイマン諸島	投資信託受益証券	イーストスプリング・インベストメンツ・インドネシア・ボンド・マスター・ファンド	62,049,105,220	0.6613	41,038,120,011	0.6382	39,599,738,951	97.55
日本	投資信託受益証券	イーストスプリング国内債券ファンド（国債）追加型Ⅰ（適格機関投資家向け）	21,843,696	1.0848	23,696,041	1.086	23,722,253	0.06

種類別投資比率　(平成27年9月30日現在)

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	97.61
合計	97.61

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価額金額の比率をいいます。

②【投資不動産物件】(平成27年9月30日現在)

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】（平成27年9月30日現在）

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

平成27年9月30日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1特定期間	(平成24年 8月20日)	324	329	0.9396	0.9596
第2特定期間	(平成25年 2月18日)	1,785	1,831	1.0858	1.1158
第3特定期間	(平成25年 8月19日)	2,185	2,277	0.8876	0.9276
第4特定期間	(平成26年 2月18日)	3,775	3,995	0.7432	0.8002
第5特定期間	(平成26年 8月18日)	10,700	11,192	0.7456	0.8056
第6特定期間	(平成27年 2月18日)	36,591	38,548	0.7883	0.8483
第7特定期間	(平成27年 8月18日)	48,216	52,075	0.6618	0.7218
	平成26年 9月末日	19,825	―	0.7535	―
	平成26年10月末日	22,062	―	0.7562	―
	平成26年11月末日	25,005	―	0.8176	―
	平成26年12月末日	28,247	―	0.8039	―
	平成27年 1月末日	33,126	―	0.8090	―
	平成27年 2月末日	39,838	―	0.8003	―
	平成27年 3月末日	42,269	―	0.7662	―
	平成27年 4月末日	44,470	―	0.7458	―
	平成27年 5月末日	48,406	―	0.7409	―
	平成27年 6月末日	50,471	―	0.7094	―
	平成27年 7月末日	50,588	―	0.6965	―
	平成27年 8月末日	46,029	―	0.6325	―
	平成27年 9月末日	40,595	―	0.5627	―

(注) 表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

②【分配の推移】

期間	1口当たりの分配金（円）
第1特定期間（平成24年 2月29日～平成24年 8月20日）	0.0200
第2特定期間（平成24年 8月21日～平成25年 2月18日）	0.0300
第3特定期間（平成25年 2月19日～平成25年 8月19日）	0.0400
第4特定期間（平成25年 8月20日～平成26年 2月18日）	0.0570
第5特定期間（平成26年 2月19日～平成26年 8月18日）	0.0600
第6特定期間（平成26年 8月19日～平成27年 2月18日）	0.0600
第7特定期間（平成27年 2月19日～平成27年 8月18日）	0.0600

③【収益率の推移】

期間	収益率（%）
第1特定期間（平成24年 2月29日～平成24年 8月20日）	△4.0
第2特定期間（平成24年 8月21日～平成25年 2月18日）	18.8
第3特定期間（平成25年 2月19日～平成25年 8月19日）	△14.6
第4特定期間（平成25年 8月20日～平成26年 2月18日）	△9.8
第5特定期間（平成26年 2月19日～平成26年 8月18日）	8.4
第6特定期間（平成26年 8月19日～平成27年 2月18日）	13.8
第7特定期間（平成27年 2月19日～平成27年 8月18日）	△8.4

（注）収益率は、特定期間末分配付基準価額から前特定期間末分配落基準価額を控除した額を前特定期間末分配落基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。

（4）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第1特定期間	自 平成24年 2月29日 至 平成24年 8月20日	463,116,214	117,250,926	345,865,288
第2特定期間	自 平成24年 8月21日 至 平成25年 2月18日	4,057,779,270	2,759,400,386	1,644,244,172
第3特定期間	自 平成25年 2月19日 至 平成25年 8月19日	1,851,717,907	1,033,334,146	2,462,627,933
第4特定期間	自 平成25年 8月20日 至 平成26年 2月18日	3,055,575,584	438,544,502	5,079,659,015
第5特定期間	自 平成26年 2月19日 至 平成26年 8月18日	10,666,577,711	1,395,710,981	14,350,525,745
第6特定期間	自 平成26年 8月19日 至 平成27年 2月18日	39,589,464,695	7,524,240,120	46,415,750,320
第7特定期間	自 平成27年 2月19日 至 平成27年 8月18日	32,033,275,571	5,595,404,776	72,853,621,115

（注）第1特定期間の設定口数には、当初募集期間中の設定口数を含みます。

＜参考情報＞

2015年9月30日現在

■基準価額・純資産の推移　期間：設定日（2012年2月29日）～2015年9月30日

■分配の推移　（1万口当たり・税引前）

決算期	分配金
2015年 9月（第41期）	100円
2015年 8月（第40期）	100円
2015年 7月（第39期）	100円
2015年 6月（第38期）	100円
2015年 5月（第37期）	100円
直近1年間累計	1,200円
設定来累計	3,370円

※分配対象額が少額の場合は、収益分配を行わないこともあります。

※基準価額は、信託報酬控除後の数値です。
※基準価額（分配金再投資）は、信託報酬控除後かつ税引前分配金を全額再投資したものとして計算しています。

■主要な資産の状況

組入資産	比率（%）
イーストスプリング・インベストメンツ・インドネシア・ボンド・マスター・ファンド	97.55
イーストスプリング国内債券ファンド（国債）追加型Ⅰ（適格機関投資家向け）	0.06
現金・その他	2.39

※比率は、純資産総額を100%として計算しています。四捨五入の関係上、合計値が100%にならないことがあります。

●「イーストスプリング・インベストメンツ・インドネシア・ボンド・マスター・ファンド」の状況

資産別組入状況

資産の種類	比率（%）
国債	91.76
社債	6.52
現金・その他	1.72

組入上位10銘柄

	銘柄	通貨	種別	利率(%)	償還日	比率(%)
1	INDONESIA GOVERNMENT	ルピア	国債	8.375	2024/3/15	12.80
2	INDONESIA GOVERNMENT	ルピア	国債	9.000	2029/3/15	9.29
3	INDONESIA GOVERNMENT	ルピア	国債	8.375	2034/3/15	8.84
4	INDONESIA GOVERNMENT	ルピア	国債	7.875	2019/4/15	5.98
5	INDONESIA GOVERNMENT	ルピア	国債	8.250	2021/7/15	4.50
6	INDONESIA GOVERNMENT	ルピア	国債	8.250	2032/6/15	4.12
7	INDONESIA GOVERNMENT	ルピア	国債	6.625	2033/5/15	3.46
8	INDONESIA GOVERNMENT	ルピア	国債	11.000	2025/9/15	3.22
9	INDONESIA GOVERNMENT	ルピア	国債	9.500	2031/7/15	3.07
10	INDONESIA GOVERNMENT	ルピア	国債	7.000	2022/5/15	2.86

※「資産別組入状況」の比率は純資産総額を100%として計算しています。四捨五入の関係上、合計値が100%にならないことがあります。
※「組入上位10銘柄」の比率は組入債券評価額の合計を100%として計算しています。

■年間収益率の推移

※当ファンドにはベンチマークはありません。

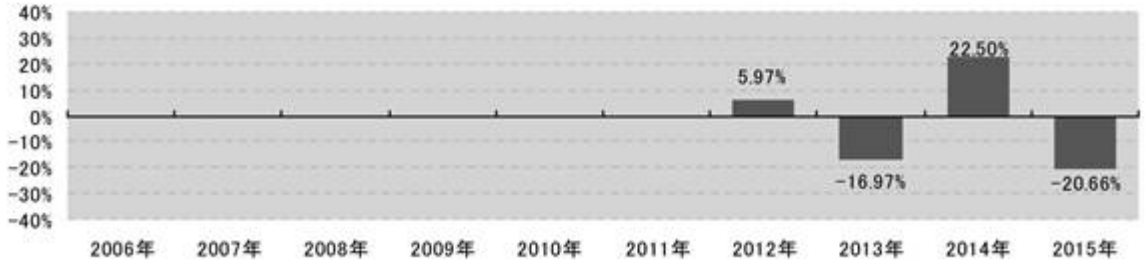

※年間収益率は、税引前分配金を全額再投資したものとして計算しています。
※2012年は、設定日（2012年2月29日）から2012年12月末までの収益率です。
※2015年は、9月末までの収益率です。

※最新の運用実績は別途、委託会社のホームページでご確認いただけます。
※運用実績は過去のものであり、将来の運用成果等を保証するものではありません。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

１．受益権の取得申込みは、以下の日にあたる場合を除く毎営業日（ただし、収益分配金の再投資にかかる取得申込みの場合は除きます。）に受付けます。

①インドネシアの銀行休業日
②インドネシアの公休日および政令指定休日
③ニューヨークの銀行休業日

ただし、委託会社が別に定める日を申込受付不可日とする場合があります。

お申込みの受付けは、原則として午後3時までに取得申込みが行われ、かつ、当該お申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込分とします。当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとします。

２．申込単位は、販売会社がそれぞれ別に定める単位とします。販売会社の申込単位の詳細については、お申込みの販売会社または下記照会先までお問合せください。

＜照会先＞

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社 電話番号　03－5224－3400（受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで） ホームページアドレス　http://www.eastspring.co.jp/

３．受益権の申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。なお、取得申込みには、申込手数料がかかります。申込手数料は、3.24%（税抜3.0%）を上限として販売会社がそれぞれ別に定める率を、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額とします。基準価額および申込手数料は、お申込みの販売会社または上記の照会先までお問合せください。

４．委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付けを中止すること、すでに受付けた取得申込みの受付けを取消すこと、またはその両方を行うことがあります。

５．受益権の取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、取得申込みを行うものとします。収益分配金の受取方法により、収益分配金をそのつど受取る「一般コース」と、税金を差引いた後の収益分配金が自動的に無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の2つの申込方法があります。お申込みの際に「一般コース」または「自動けいぞく投資コース」のいずれかのコースをお選びいただきます。

※「一般コース」および「自動けいぞく投資コース」の名称および取扱いは、販売会社により異なりますので、ご注意ください。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みいただく方は、当ファンドの取得申込みに際して、当ファンドにかかる自動けいぞく投資約款（別の名称で同様の権利義務を規定する約款等を含むものとします。）にしたがって販売会社との間で契約を結んでいただきます。

※取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

２【換金（解約）手続等】

１．受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し販売会社がそれぞれ別に定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、振替受益権をもって行うものとします。

一部解約の実行の請求は、以下の日にあたる場合を除く毎営業日に受付けます。
①インドネシアの銀行休業日
②インドネシアの公休日および政令指定休日
③ニューヨークの銀行休業日
ただし、委託会社が別に定める日を申込受付不可日とする場合があります。
一部解約の実行の請求は、原則として午後3時までにお申込みが行われ、かつ、当該お申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込分とします。当該受付時間を過ぎた場合には翌営業日の取扱いとします。
委託会社は、一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

２．一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額※として控除した価額とします。一部解約の価額については、お申込みの販売会社または下記照会先までお問合せください。
※信託財産留保額とは、一部解約を実行する投資者と償還時まで投資を続ける投資者との公平性の確保やファンドの残高の安定的な推移を図る目的で、一部解約の実行の請求者から徴収する一定の額をいい、信託財産に繰入れられます。

＜照会先＞

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社 電話番号　03－5224－3400（受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで） ホームページアドレス　http://www.eastspring.co.jp/

３．一部解約金は、販売会社の営業所等において、一部解約の実行の請求を受付けた日より起算して、原則として7営業日目から受益者に支払います。
４．委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、上記１．による一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、すでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取消すこと、またはその両方を行うことがあります。
５．上記４．により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回することができます。ただし、受益者が一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして上記２．に準じて計算された価額とします。
６．信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。

※一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

３【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

＜主な投資対象資産の評価方法＞
投資信託証券：原則として、計算時に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。なお、便宜上１万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。
ファンドの基準価額については、お申込みの販売会社または下記照会先までお問合せください。
その他、原則として計算日の翌日付けの日本経済新聞朝刊にも掲載されます。ファンド名は「ネシア債」と略称で掲載されています。

＜照会先＞

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社 電話番号　03－5224－3400（受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで） ホームページアドレス　http://www.eastspring.co.jp/

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

信託期間は、平成24年2月29日から無期限とします。
ただし、下記「(5) その他　１．信託契約の解約（信託の終了）」に該当する場合には信託を終了させることがあります。

(4)【計算期間】

計算期間は、原則として毎月19日から翌月18日までとします。
なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、上記「(3) 信託期間」の終了日とします。

(5)【その他】

１．信託契約の解約（信託の終了）

ａ．委託会社は、信託終了前に、信託契約の一部を解約することにより信託財産の純資産総額が30億円を下回ることとなったとき、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

ｂ．委託会社は、上記ａ．の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

ｃ．上記ｂ．の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本ｃ．において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

ｄ．上記ｂ．の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

ｅ．上記ｂ．からｄ．までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを

得ない事情が生じている場合であって、上記ｂ．からｄ．までの手続きを行うことが困難な場合についても適用しません。

２．信託契約に関する監督官庁の命令

ａ．委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

ｂ．委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、「６．信託約款の変更等」の規定にしたがいます。

３．委託会社の登録取消等に伴う取扱い

ａ．委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

ｂ．上記ａ．の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は「６．信託約款の変更等」の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

４．委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

ａ．委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

ｂ．委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

５．受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

ａ．受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、「６．信託約款の変更等」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。

ｂ．委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

６．信託約款の変更等

ａ．委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この信託約款は本６．に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

ｂ．委託会社は、上記ａ．の事項（上記ａ．の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、上記ａ．の併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

ｃ．上記ｂ．の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本ｃ．において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

ｄ．上記ｂ．の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

ｅ．書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

ｆ．上記ｂ．からｅ．までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

ｇ．上記ａ．からｆ．の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

７．公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

８．運用報告書

委託会社は、6ヵ月ごと（毎年2月および8月）の決算時および償還時に交付運用報告書と運用報告書（全体版）を作成します。

交付運用報告書は販売会社を通じて知れている受益者に交付します。

運用報告書（全体版）は委託会社のホームページに掲載します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の請求があった場合には、これを交付します。

ホームページアドレス　　http://www.eastspring.co.jp/

９．反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が一部解約の実行の請求を行なったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、上記「１．信託契約の解約（信託の終了）」に規定する信託契約の解約または「６．信託約款の変更等」に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

10．関係法人との契約の更改等に関する手続き

販売会社は、委託会社との間の投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約に基づいて、受益権の募集の取扱い等を行います。この場合、別の名称で同様の権利義務を規定する契約を含むものとします。この受益権の募集等の取扱い等に関する契約において、有効期間満了の3ヵ月前までに、当事者のいずれからも何らの意思表示がないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

11．信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。

4【受益者の権利等】

1．収益分配金・償還金受領権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金・償還金を、持分に応じて委託会社から受領する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として、計算期間終了日から起算して5営業日まで）から決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われます。

ただし、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に支払われます。この場合、販売会社は、受益者に対して遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として、信託終了日（信託終了日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われます。また、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

2．受益権の一部解約請求権

受益者は、受益権の一部解約を販売会社を通して委託会社に請求することができます。

3．帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

（１）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第２条の２の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（２）当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は原則として6ヶ月毎に作成しております。

（３）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（平成27年2月19日から平成27年8月18日まで）の財務諸表について、ＰｗＣあらた監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】
イーストスプリング・インドネシア債券オープン（毎月決算型）
（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	前特定期間 (平成27年2月18日現在)	当特定期間 (平成27年8月18日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,546,416,257	1,158,643,257
投資信託受益証券	35,721,452,077	47,474,120,731
未収入金	―	600,000,000
未収利息	847	634
流動資産合計	37,267,869,181	49,232,764,622
資産合計	37,267,869,181	49,232,764,622
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	464,157,503	728,536,211
未払解約金	177,592,373	239,237,577
未払受託者報酬	686,541	959,701
未払委託者報酬	33,043,528	46,190,961
その他未払費用	1,189,200	1,375,920
流動負債合計	676,669,145	1,016,300,370
負債合計	676,669,145	1,016,300,370
純資産の部		
元本等		
元本	46,415,750,320	72,853,621,115
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△9,824,550,284	△24,637,156,863
（分配準備積立金）	2,240,321,137	2,055,211,021
元本等合計	36,591,200,036	48,216,464,252
純資産合計	36,591,200,036	48,216,464,252
負債純資産合計	37,267,869,181	49,232,764,622

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前特定期間 自　平成26年8月19日 至　平成27年2月18日	当特定期間 自　平成27年2月19日 至　平成27年8月18日
営業収益		
受取配当金	2,359,618,490	1,694,016,399
受取利息	113,725	115,106
有価証券売買等損益	496,402,666	△5,791,347,745
営業収益合計	2,856,134,881	△4,097,216,240
営業費用		
受託者報酬	2,943,023	5,655,721
委託者報酬	141,648,828	272,212,393
その他費用	1,189,200	1,375,920
営業費用合計	145,781,051	279,244,034
営業利益又は営業損失（△）	2,710,353,830	△4,376,460,274
経常利益又は経常損失（△）	2,710,353,830	△4,376,460,274
当期純利益又は当期純損失（△）	2,710,353,830	△4,376,460,274
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	250,263,583	△16,562,420
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△3,650,269,565	△9,824,550,284
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,777,845,355	1,463,240,896
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,777,845,355	1,463,240,896
剰余金減少額又は欠損金増加額	8,454,529,764	8,056,543,940
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	8,454,529,764	8,056,543,940
分配金	1,957,686,557	3,859,405,681
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△9,824,550,284	△24,637,156,863

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

当特定期間 自　平成27年2月19日 至　平成27年8月18日
１．有価証券の評価基準及び評価方法 投資信託受益証券につきましては、移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、当該投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
２．収益及び費用の計上基準 受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、投資信託受益証券の収益分配金落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

区　　分	前特定期間 (平成27年2月18日現在)	当特定期間 (平成27年8月18日現在)
１．元本の推移		
期首元本額	14,350,525,745円	46,415,750,320円
期中追加設定元本額	39,589,464,695円	32,033,275,571円
期中一部解約元本額	7,524,240,120円	5,595,404,776円
２．特定期間末日における受益権の総数	46,415,750,320口	72,853,621,115口
３．投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額	元本の欠損　9,824,550,284円	元本の欠損　24,637,156,863円
４．１口当たりの純資産額	0.7883円	0.6618円
(１万口当たりの純資産額)	(7,883円)	(6,618円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前特定期間 自　平成26年8月19日 至　平成27年2月18日			当特定期間 自　平成27年2月19日 至　平成27年8月18日		
１．分配金の計算過程			１．分配金の計算過程		
第29期 平成26年 8月19日 平成26年 9月18日			第35期 平成27年 2月19日 平成27年 3月18日		
A	費用控除後の配当等収益額	74,668,628円	A	費用控除後の配当等収益額	197,614,751円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	0円
C	収益調整金額	3,014,426,127円	C	収益調整金額	7,669,203,625円
D	分配準備積立金額	143,401,311円	D	分配準備積立金額	2,200,236,684円
E	当ファンドの分配対象収益額	3,232,496,066円	E	当ファンドの分配対象収益額	10,067,055,060円
F	当ファンドの期末残存口数	21,726,020,744口	F	当ファンドの期末残存口数	53,588,869,868口
G	10,000口当たり収益分配対象額	1,487円	G	10,000口当たり収益分配対象額	1,878円
H	10,000口当たり分配金額	100円	H	10,000口当たり分配金額	100円
I	収益分配金金額	217,260,207円	I	収益分配金金額	535,888,698円
第30期 平成26年 9月19日 平成26年10月20日			第36期 平成27年 3月19日 平成27年 4月20日		
A	費用控除後の配当等収益額	104,391,993円	A	費用控除後の配当等収益額	219,236,339円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	0円
C	収益調整金額	3,796,825,926円	C	収益調整金額	8,093,259,256円
D	分配準備積立金額	142,142,947円	D	分配準備積立金額	2,154,874,687円
E	当ファンドの分配対象収益額	4,043,360,866円	E	当ファンドの分配対象収益額	10,467,370,282円
F	当ファンドの期末残存口数	28,359,059,064口	F	当ファンドの期末残存口数	57,560,104,327口
G	10,000口当たり収益分配対象額	1,425円	G	10,000口当たり収益分配対象額	1,818円
H	10,000口当たり分配金額	100円	H	10,000口当たり分配金額	100円
I	収益分配金金額	283,590,590円	I	収益分配金金額	575,601,043円
第31期 平成26年10月21日 平成26年11月18日			第37期 平成27年 4月21日 平成27年 5月18日		
A	費用控除後の配当等収益額	114,570,334円	A	費用控除後の配当等収益額	229,789,848円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	1,172,906,042円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	0円
C	収益調整金額	3,682,818,166円	C	収益調整金額	8,446,154,932円
D	分配準備積立金額	129,056,392円	D	分配準備積立金額	2,135,414,528円
E	当ファンドの分配対象収益額	5,099,350,934円	E	当ファンドの分配対象収益額	10,811,359,308円
F	当ファンドの期末残存口数	28,710,393,235口	F	当ファンドの期末残存口数	61,540,840,610口
G	10,000口当たり収益分配対象額	1,776円	G	10,000口当たり収益分配対象額	1,756円
H	10,000口当たり分配金額	100円	H	10,000口当たり分配金額	100円
I	収益分配金金額	287,103,932円	I	収益分配金金額	615,408,406円

前特定期間 自　平成26年8月19日 至　平成27年2月18日			当特定期間 自　平成27年2月19日 至　平成27年8月18日		
第32期 平成26年11月19日 平成26年12月18日			第38期 平成27年 5月19日 平成27年 6月18日		
A	費用控除後の配当等収益額	112,660,216円	A	費用控除後の配当等収益額	250,194,218円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	0円
C	収益調整金額	4,553,329,659円	C	収益調整金額	9,295,032,687円
D	分配準備積立金額	1,046,964,228円	D	分配準備積立金額	2,113,155,196円
E	当ファンドの分配対象収益額	5,712,954,103円	E	当ファンドの分配対象収益額	11,658,382,101円
F	当ファンドの期末残存口数	33,333,028,849口	F	当ファンドの期末残存口数	68,811,916,414口
G	10,000口当たり収益分配対象額	1,713円	G	10,000口当たり収益分配対象額	1,694円
H	10,000口当たり分配金額	100円	H	10,000口当たり分配金額	100円
I	収益分配金金額	333,330,288円	I	収益分配金金額	688,119,164円
第33期 平成26年12月19日 平成27年 1月19日			第39期 平成27年 6月19日 平成27年 7月21日		
A	費用控除後の配当等収益額	153,666,432円	A	費用控除後の配当等収益額	296,852,462円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	0円
C	収益調整金額	4,986,521,303円	C	収益調整金額	9,332,193,294円
D	分配準備積立金額	1,028,347,136円	D	分配準備積立金額	2,084,569,635円
E	当ファンドの分配対象収益額	6,168,534,871円	E	当ファンドの分配対象収益額	11,713,615,391円
F	当ファンドの期末残存口数	37,224,403,734口	F	当ファンドの期末残存口数	71,585,215,946口
G	10,000口当たり収益分配対象額	1,657円	G	10,000口当たり収益分配対象額	1,636円
H	10,000口当たり分配金額	100円	H	10,000口当たり分配金額	100円
I	収益分配金金額	372,244,037円	I	収益分配金金額	715,852,159円
第34期 平成27年 1月20日 平成27年 2月18日			第40期 平成27年 7月22日 平成27年 8月18日		
A	費用控除後の配当等収益額	1,694,241,940円	A	費用控除後の配当等収益額	271,699,648円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	0円
C	収益調整金額	6,298,764,873円	C	収益調整金額	9,140,281,069円
D	分配準備積立金額	1,010,236,700円	D	分配準備積立金額	2,055,211,021円
E	当ファンドの分配対象収益額	9,003,243,513円	E	当ファンドの分配対象収益額	11,467,191,738円
F	当ファンドの期末残存口数	46,415,750,320口	F	当ファンドの期末残存口数	72,853,621,115口
G	10,000口当たり収益分配対象額	1,939円	G	10,000口当たり収益分配対象額	1,573円
H	10,000口当たり分配金額	100円	H	10,000口当たり分配金額	100円
I	収益分配金金額	464,157,503円	I	収益分配金金額	728,536,211円

（金融商品に関する注記）

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

前特定期間 自　平成26年8月19日 至　平成27年2月18日	当特定期間 自　平成27年2月19日 至　平成27年8月18日
１．金融商品に対する取組方針 当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第２条第４項に定める証券投資信託であり、信託約款に定める運用の基本方針に従う方針です。 また、有価証券等の金融商品は投資として運用することを目的としております。	１．金融商品に対する取組方針 同左
２．金融商品の内容及びそのリスク 当ファンドが保有する金融商品は有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券は「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載してあります。 これらは、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。	２．金融商品の内容及びそのリスク 同左
３．金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会である商品・運用委員会を設け、パフォーマンスの分析及び運用リスクの管理を行なっております。 ①市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を分析・把握し、投資方針への準拠性等の管理を行なっております。 ②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ③流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	３．金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会である投資運用委員会を設け、パフォーマンスの分析及び運用リスクの管理を行なっております。 ①市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を分析・把握し、投資方針への準拠性等の管理を行なっております。 ②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ③流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

前特定期間 自　平成26年8月19日 至　平成27年2月18日	当特定期間 自　平成27年2月19日 至　平成27年8月18日
１．貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	１．貸借対照表計上額、時価及びその差額 同左
２．時価の算定方法 ①投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 ②コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	２．時価の算定方法 同左
３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。	３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前特定期間 （平成27年2月18日現在）	当特定期間 （平成27年8月18日現在）
	最終計算期間の 損益に含まれた評価差額（円）	最終計算期間の 損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	△1,125,750,076	△3,019,138,378
合計	△1,125,750,076	△3,019,138,378

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

１．有価証券明細表

（１）株式

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券　（平成27年8月18日現在）

通貨	種類	銘　　柄	券面総額	評価額	備考
日本円	投資信託受益証券	イーストスプリング・インベストメンツ・インドネシア・ボンド・マスター・ファンド	63,683,317,650	47,450,439,981	―
		イーストスプリング国内債券ファンド（国債）追加型Ｉ（適格機関投資家向け）	21,843,696	23,680,750	―
合　計		―		47,474,120,731	

（注）券面総額欄の数値は口数を表示しております。

２．デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考情報）

当ファンドは「イーストスプリング・インベストメンツ・インドネシア・ボンド・マスター・ファンド」および「イーストスプリング国内債券ファンド（国債）追加型Ⅰ（適格機関投資家向け）」の受益証券を主要投資対象としております。

これらの投資信託の状況は以下のとおりです。なお、以下に記載した情報は監査対象外です。

「イーストスプリング・インベストメンツ・インドネシア・ボンド・マスター・ファンド」は、ケイマン籍の外国投資信託です。同外国投資信託は、平成26年12月31日に計算期間が終了し、ケイマン諸島において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した財務諸表が作成され、独立監査人による財務諸表監査を受けております。下記の財務諸表（組入有価証券明細表を除く）は、現地で作成された財務諸表の一部を翻訳したものです。

「イーストスプリング国内債券ファンド（国債）追加型Ⅰ（適格機関投資家向け）」は、国内籍の投資信託です。同投資信託は、平成27年2月25日に計算期間が終了し、国内において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した財務諸表が作成され、独立監査人による財務諸表監査を受けています。

●イーストスプリング・インベストメンツ・インドネシア・ボンド・マスター・ファンドの内容

①　貸借対照表

	平成26年12月31日現在
	金　額　（日本円）
資産	
現金・預金等	776,293,225
投資資産（評価額）	26,491,388,696
未収運用報酬払戻金	26,988,708
追加設定による未収入金	300,000,000
前払費用	7,014,232
資産合計	27,601,684,861
負債	
投資負債（評価額）	70,095,680
未払ブローカー費用	146,974,716
未払キャピタルゲイン税	164,738,853
未払信託報酬	10,812
未払金及び未払費用	9,426,821
負債合計	391,246,882
純資産合計	27,210,437,979
１単位当たり基準価格 （基準時点での残高：3,067,524.070単位）	8,870.49

② 損益計算書

	平成26年12月31日に終了した事業年度
	金　額（日本円）
収入	
受取利息	339,245,482
投資有価証券の売却にかかる実現純損益	156,617,170
外国為替にかかる実現純損益	63,480,224
投資有価証券にかかる未実現評価損益	2,804,862,298
外国為替にかかる未実現評価損益	17,957,587
外国先渡し取引にかかる未実現評価損益	(61,761,072)
収入（支出）合計	3,320,401,689
費用	
運用報酬	39,065,492
管理・預託銀行・信託費用	22,734,063
監査費用	5,316,993
管理費用	4,221,742
費用返還額	(26,161,731)
費用合計額	45,176,559
税引前利益（損失）	3,275,225,130
源泉徴収税	(258,493,654)
当期純利益（損失）	3,016,731,476

③　組入有価証券等明細表（平成26年12月31日現在）

銘柄	額面	取得金額（日本円）	評価金額（日本円）	対純資産比率（%）
Indosat Tbk PT	50,000,000,000	482,049,359	481,437,199	1.82
Indosat Tbk PT	30,000,000,000	290,136,732	288,862,319	1.10
Indosat Tbk PT	1,400,000,000	14,007,738	12,406,549	0.05
Indosat Tbk PT	1,000,000,000	9,952,987	8,325,990	0.04
Ottawa Holdings Pte Ltd	1,000,000	95,597,533	96,274,581	0.36
Golden Legacy PTE Ltd	2,000,000	229,419,093	235,818,798	0.87
Indofood Sukses Makmur Tbk PT	6,500,000,000	60,128,770	53,674,106	0.23
Indo Energy Finance II BV	1,770,000	146,322,105	153,312,025	0.55
Pertamina Persero PT	200,000	22,813,771	20,348,999	0.09
Pertamina Persero PT	500,000	62,918,151	50,448,886	0.24
Bank Danamon Indonesia Tbk PT	4,000,000,000	39,152,817	33,435,708	0.15
Jababeka International BV	2,600,000	308,662,224	302,635,992	1.16
Bank Internasional Indonesia Tbk PT	5,000,000,000	48,361,928	42,400,431	0.18
Pakuwon Prima Pte Ltd	300,000	36,901,061	30,533,781	0.14
Indonesia Treasury Bond	51,950,000,000	583,079,598	540,046,162	2.20
Indonesia Treasury Bond	6,650,000,000	85,212,218	77,209,602	0.32
Indonesia Treasury Bond	31,950,000,000	396,558,493	360,907,279	1.50
Indonesia Treasury Bond	13,000,000,000	160,608,791	141,493,558	0.61
Indonesia Treasury Bond	79,750,000,000	956,456,638	852,232,204	3.61
Indonesia Treasury Bond	42,700,000,000	517,111,173	486,063,725	1.95
Indonesia Treasury Bond	36,000,000,000	418,883,747	375,121,721	1.58
Indonesia Treasury Bond	49,000,000,000	550,563,895	493,960,916	2.08
Indonesia Treasury Bond	43,035,000,000	474,005,696	418,226,025	1.79
Indonesia Treasury Bond	19,250,000,000	231,849,628	212,368,813	0.88
Indonesia Treasury Bond	25,000,000,000	284,680,426	255,588,040	1.07
Indonesia Treasury Bond	14,700,000,000	161,231,071	148,514,336	0.61
Indonesia Treasury Bond	70,624,000,000	837,864,086	747,680,558	3.16
Indonesia Treasury Bond	56,000,000,000	572,888,083	513,264,505	2.16
Indonesia Treasury Bond	65,500,000,000	724,921,040	629,657,131	2.74
Indonesia Treasury Bond	53,000,000,000	535,003,463	479,292,569	2.02
Indonesia Treasury Bond	23,786,000,000	254,794,165	236,345,211	0.96
Indonesia Treasury Bond	121,750,000,000	1,164,961,149	1,071,276,608	4.40
Indonesia Treasury Bond	77,795,000,000	691,767,433	638,901,610	2.61
Indonesia Treasury Bond	27,800,000,000	210,157,023	194,468,505	0.79
Indonesia Treasury Bond	81,950,000,000	687,674,230	632,101,020	2.60
Indonesia Treasury Bond	51,705,000,000	468,096,347	439,959,818	1.77
Indonesia Treasury Bond	206,900,000,000	2,060,959,223	1,821,459,175	7.78
Indonesia Treasury Bond	292,678,000,000	2,993,622,252	2,706,689,323	11.30
Indonesia Treasury Bond	221,977,000,000	2,348,531,754	2,090,919,198	8.87
Indonesia Treasury Bond	29,479,000,000	299,105,144	256,160,219	1.13
Indonesia Treasury Bond	231,120,000,000	2,291,337,737	2,140,172,271	8.65
Indonesia Treasury Bond	36,888,000,000	420,502,099	371,646,599	1.59
Indonesia Treasury Bond	48,850,000,000	557,742,381	496,574,721	2.11
Indonesia Treasury Bond	7,500,000,000	84,475,278	73,197,591	0.32
Indonesia Treasury Bond	77,072,000,000	715,269,456	656,652,525	2.70
Indonesia Treasury Bond	77,500,000,000	629,620,098	575,474,951	2.38
Lembaga Pembiayaan Ekspor Indonesia	1,000,000,000	9,221,626	8,577,393	0.03
Indonesia Treasury Bond	129,250,000,000	1,056,678,465	959,420,960	3.99
Indonesia Retail Bond	1,000,000,000	9,635,157	9,575,028	0.04
Alam Synergy Pte LTD	1,000,000	113,078,641	113,862,175	0.43
Pelabuhan Indonesia III PT	500,000	60,977,850	54,087,181	0.23
Perusahaan Listrik Negara PT	200,000	21,332,933	16,272,145	0.08

銘柄	額面	取得金額 （日本円）	評価金額 （日本円）	対純資産 比率 （%）
Unrealized appreciation on forward foreign currency contracts		4,505,940	—	0.02
Unrealized depreciation on forward foreign currency contracts		(70,095,680)	—	(0.26)
Total portfolio value		26,421,293,016	24,105,336,735	99.78

●イーストスプリング国内債券ファンド（国債）追加型Ⅰ（適格機関投資家向け）の内容

① 貸借対照表

区　　別	注記番号	第12期 (平成26年2月25日現在) 金　　額(円)	第13期 (平成27年2月25日現在) 金　　額(円)
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		9,056,934	62,181,315
国債証券		1,382,130,550	1,019,675,870
未収利息		5,223,639	4,819,605
前払費用		276,164	35,178
流動資産合計		1,396,687,287	1,086,711,968
資産合計		1,396,687,287	1,086,711,968
負債の部			
流動負債			
未払受託者報酬		426,328	293,469
未払委託者報酬		1,278,936	880,344
その他未払費用		315,000	315,000
流動負債合計		2,020,264	1,488,813
負債合計		2,020,264	1,488,813
純資産の部			
元本等			
元本		1,295,094,103	1,000,181,732
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金(△)		99,572,920	85,041,423
(分配準備積立金)		99,625,337	87,588,119
元本等合計		1,394,667,023	1,085,223,155
純資産合計		1,394,667,023	1,085,223,155
負債純資産合計		1,396,687,287	1,086,711,968

② 損益及び剰余金計算書

区　　分	注記番号	第12期 自　平成25年2月26日 至　平成26年2月25日 金　　額(円)	第13期 自　平成26年2月26日 至　平成27年2月25日 金　　額(円)
営業収益			
受取利息		24,775,457	16,664,053
有価証券売買等損益		△9,991,020	△5,254,330
営業収益合計		14,784,437	11,409,723
営業費用			
受託者報酬		1,002,594	634,680
委託者報酬		3,007,668	1,903,912
その他費用		315,000	315,000
営業費用合計		4,325,262	2,853,592
営業利益又は営業損失(△)		10,459,175	8,556,131
経常利益又は経常損失(△)		10,459,175	8,556,131
当期純利益又は当期純損失(△)		10,459,175	8,556,131
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)		4,309,835	517,021
期首剰余金又は期首欠損金(△)		193,663,369	99,572,920
剰余金増加額又は欠損金減少額		61,121	2,023,637
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		61,121	2,023,637
剰余金減少額又は欠損金増加額		100,300,910	24,594,244
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		100,300,910	24,594,244
分配金		―	―
期末剰余金又は期末欠損金(△)		99,572,920	85,041,423

③　有価証券明細表（平成27年2月25日現在）

種　類	銘　　柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
国債証券	第99回利付国債（５年）	30,000,000	30,177,900	
	第101回利付国債（５年）	34,000,000	34,233,580	
	第102回利付国債（５年）	10,000,000	10,050,600	
	第110回利付国債（５年）	10,000,000	10,082,400	
	第277回利付国債（10年）	37,000,000	37,621,970	
	第280回利付国債（10年）	45,000,000	46,110,600	
	第284回利付国債（10年）	50,000,000	51,520,500	
	第285回利付国債（10年）	80,000,000	82,764,000	
	第295回利付国債（10年）	30,000,000	31,452,600	
	第298回利付国債（10年）	50,000,000	52,377,000	
	第300回利付国債（10年）	30,000,000	31,748,400	
	第301回利付国債（10年）	25,000,000	26,536,000	
	第303回利付国債（10年）	30,000,000	31,799,700	
	第305回利付国債（10年）	7,000,000	7,405,720	
	第306回利付国債（10年）	20,000,000	21,329,800	
	第307回利付国債（10年）	35,000,000	37,150,750	
	第310回利付国債（10年）	25,000,000	26,273,500	
	第311回利付国債（10年）	50,000,000	51,993,000	
	第315回利付国債（10年）	20,000,000	21,406,200	
	第325回利付国債（10年）	20,000,000	20,940,600	
	第42回利付国債（20年）	50,000,000	55,129,000	
	第47回利付国債（20年）	40,000,000	44,722,400	
	第48回利付国債（20年）	50,000,000	57,035,000	
	第53回利付国債（20年）	40,000,000	45,411,600	
	第63回利付国債（20年）	50,000,000	56,446,500	
	第67回利付国債（20年）	45,000,000	51,484,950	
	第69回利付国債（20年）	40,000,000	46,471,600	
合　計		953,000,000	1,019,675,870	

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

		(平成27年9月30日現在)
Ⅰ	資産総額	40,814,541,156 円
Ⅱ	負債総額	218,844,522 円
Ⅲ	純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	40,595,696,634 円
Ⅳ	発行済口数	72,146,393,344 口
Ⅴ	１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.5627 円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

１．名義書換

該当するものはありません。

２．受益者等に対する特典

該当するものはありません。

３．譲渡制限の内容

受益権の譲渡制限は設けておりません。

４．受益権の譲渡の方法

(1)受益権の譲渡

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(2)受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

５．受益証券の不発行

委託会社は、当ファンドの受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

６．受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

７．償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

８．質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、投資信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額等（平成27年9月末現在）

資本金の額	649.5百万円
発行する株式の総数	30,000株
発行済株式総数	23,060株

(2) 委託会社の機構（平成27年9月末現在）

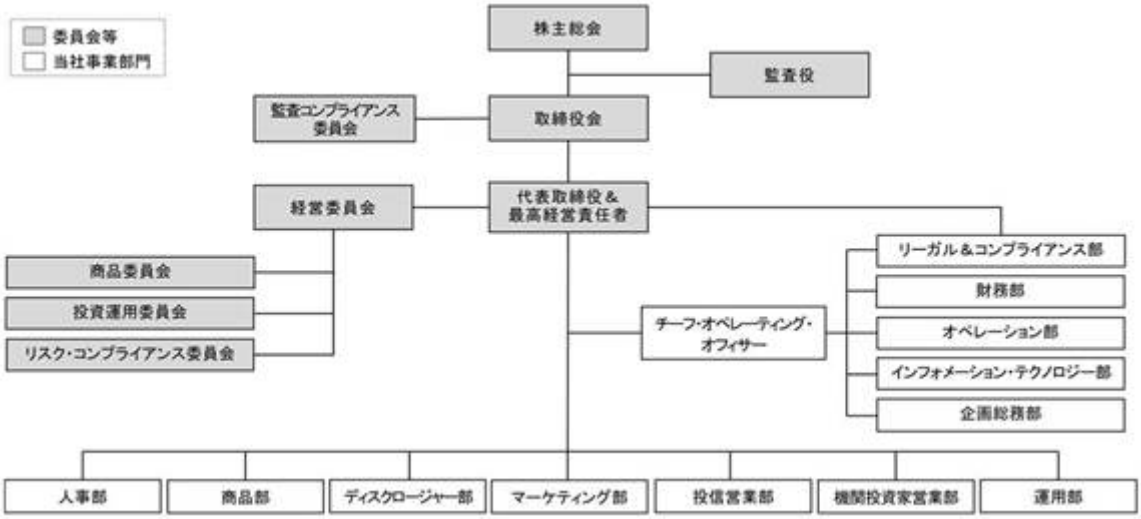

・会社の意思決定機構

取締役会は、当社の業務方針その他重要な事項を決し、取締役の職務の執行を監督する機関で、3名以上の取締役をもって構成します。取締役は株主総会において選任されます。取締役の任期は、就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終了の時までとし、任期満了前に退任した取締役の後任として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時まで、また、増員により選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の満了する時までとします。

取締役会は、取締役の中より代表取締役を1名以上選任することができます。

取締役会は、代表取締役が招集し、議長は取締役会ごとに出席取締役の中から選任します。

取締役会は、定款および取締役会規程に定める事項のほか、経営委員会が上申する業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役会の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって行います。

・運用体制

委託会社では、株式・債券などの有価証券に投資する際には、その証券が持つ本源的価値以上の価格で取引されている有価証券に投資するべきでないとの運用哲学に基づき、運用を行っております。

委託会社における意思決定プロセスは、まず投資運用委員会において投資方針の決定を行います。運用部は投資環境の調査・分析を行い、これらの調査・分析結果を踏まえ、投資運用委員会により決定された投資方針に基づいて、投資判断を行います。投資判断を行うにあたっては、ガイドラインに抵触しないことの確認が求められます。また、投資リスクのモニタリング等も行います。

運用部から独立したリーガル＆コンプライアンス部は、法令・ガイドライン等の遵守状況のチェックを行います。オペレーション部は、運用状況および投資リスクのモニタリングのサポートを行い、必要なデータ等を提供します。これらの結果を運用部にフィードバックすることにより、精度の高い運用体制を維持できるように努めています。

２【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用

（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は、平成27年9月末現在、以下の通りです（親投資信託を除きます。）。

ファンドの種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	28	964,952　百万円
合計	28	964,952　百万円

3【委託会社等の経理状況】

1.　委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。
　また、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2.　委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第16期事業年度（自平成26年4月1日至平成27年3月31日）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

財務諸表

(1)【貸借対照表】

(単位:千円)

	前事業年度 （平成26年3月31日）	当事業年度 （平成27年3月31日）
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,567,443	1,765,123
前払費用	12,529	30,833
未収委託者報酬	970,004	1,417,026
未収投資顧問料	-	303,562
未収入金	34,853	24,000
繰延税金資産	85,964	57,751
流動資産合計	2,670,796	3,598,298
固定資産		
有形固定資産	※1	※1
建物	83,222	76,351
器具備品	37,615	45,230
リース資産	16,070	11,480
有形固定資産合計	136,908	133,062
無形固定資産	※2	※2
ソフトウェア	10,772	8,564
電話加入権	288	288
無形固定資産合計	11,060	8,852
投資その他の資産		
長期差入保証金	81,173	75,792
繰延税金資産	37,864	51,674
その他	15,507	6,432
投資その他の資産合計	134,545	133,899
固定資産合計	282,514	275,814
資産合計	2,953,311	3,874,112
負債の部		
流動負債		
未払金		
未払手数料	460,044	660,643
関係会社未払金	150,271	462,755
その他未払金	30,172	46,003
未払費用	38,487	59,022
未払法人税等	142,718	250,659
預り金	83,623	111,562
賞与引当金	163,234	109,016
未払消費税等	33,624	188,523
リース債務	3,937	3,528
流動負債合計	1,106,113	1,891,715
固定負債		
退職給付引当金	99,211	128,367
リース債務	12,975	8,526
固定負債合計	112,186	136,893
負債合計	1,218,300	2,028,609
純資産の部		
株主資本		
資本金	649,500	649,500
資本剰余金		
資本準備金	616,875	616,875
資本剰余金合計	616,875	616,875
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	468,635	579,128
利益剰余金合計	468,635	579,128
株主資本合計	1,735,010	1,845,503
純資産合計	1,735,010	1,845,503
負債・純資産合計	2,953,311	3,874,112

(2)【損益計算書】

(単位:千円)

	前事業年度 (自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	5,427,758	6,475,952
投資顧問料	3,961	281,076
その他営業収益	32,102	35,656
営業収益合計	5,463,823	6,792,685
営業費用		
支払手数料	1,782,642	2,046,979
広告宣伝費	107,465	147,515
調査費	142,025	188,753
委託調査費	1,373,055	1,900,582
委託計算費	57,462	101,075
通信費	15,152	17,383
諸会費	6,099	5,044
営業費用合計	3,483,903	4,407,336
一般管理費		
役員報酬	90,294	133,306
給料・手当	581,732	592,449
賞与	122,707	198,971
交際費	6,382	6,242
旅費交通費	28,154	40,197
租税公課	26,691	14,677
不動産賃借料	114,259	115,705
退職給付費用	34,427	111,296
減価償却費	26,227	24,403
採用費	24,514	22,352
専門家報酬	15,344	24,977
業務委託費	28,542	29,977
敷金の償却	5,365	5,365
諸経費	46,435	56,337
一般管理費合計	1,151,079	1,376,262
営業利益	828,840	1,009,086
営業外収益		
受取利息	126	82
受取配当金	517	568
不動産賃貸収益	7,277	4,688
雑収入	9	451
営業外収益合計	7,930	5,792
営業外費用		
為替差損	54,928	27,965
雑損失	1,500	600
営業外費用合計	56,428	28,565
経常利益	780,342	986,313
特別損失		
固定資産除却損	193	204
ゴルフ会員権売却損	-	3,380
特別損失合計	193	3,585
税引前当期純利益	780,148	982,728
法人税、住民税及び事業税	295,753	389,197
法人税等調整額	15,759	14,403
法人税等合計	311,513	403,601
当期純利益	468,635	579,127

(3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日)

(単位:千円)

項目	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
		資本準備金	その他利益剰余金		
			繰越利益剰余金		
当期首残高	649,500	616,875	663,634	1,930,009	1,930,009
当期変動額					
剰余金の配当	―	―	△ 663,634	△ 663,634	△ 663,634
当期純利益	―	―	468,635	468,635	468,635
当期変動額合計	―	―	△ 194,998	△ 194,998	△ 194,998
当期末残高	649,500	616,875	468,635	1,735,010	1,735,010

当事業年度(自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日)

(単位:千円)

項目	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
		資本準備金	その他利益剰余金		
			繰越利益剰余金		
当期首残高	649,500	616,875	468,635	1,735,010	1,735,010
当期変動額					
剰余金の配当	―	―	△ 468,635	△ 468,635	△ 468,635
当期純利益	―	―	579,127	579,127	579,127
当期変動額合計	―	―	110,492	110,492	110,492
当期末残高	649,500	616,875	579,128	1,845,503	1,845,503

重要な会計方針

1．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

① 平成19年3月31日以前に取得したもの
旧定額法によっております。

② 平成19年4月1日以降に取得したもの
定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物	10年～18年
器具備品	3年～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

2．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金
一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
但し、当期の計上額はありません。

(2) 賞与引当金
従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金
従業員の退職金の支払に備えて、当社退職金規程及び特別退職慰労引当金規程に基づく当期末自己都合退職金要支給額を計上しております。また、内規に基づく役員退職慰労引当金を退職給付引当金に含めて計上しております。

3．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額は以下の通りであります。

	前事業年度 (平成26年3月31日現在)	当事業年度 (平成27年3月31日現在)
建物	27,306 千円	34,177 千円
器具備品	39,925 千円	49,355 千円
リース資産	3,597 千円	6,640 千円
計	70,828 千円	90,173 千円

※2 無形固定資産の減価償却累計額は以下の通りであります。

	前事業年度 (平成26年3月31日現在)	当事業年度 (平成27年3月31日現在)
ソフトウェア	7,872 千円	11,445 千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 平成25年4月1日　至 平成26年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	23,060	-	-	23,060
合計	23,060	-	-	23,060

2. 配当に関する事項
(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年6月28日定時株主総会	普通株式	663	利益剰余金	28,778	平成25年3月31日	平成25年7月1日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
平成26年6月30日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次の通り提案しております。

① 剰余金の配当の総額　468百万円
② 配当の原資　利益剰余金
③ 1株当たり配当額　20,322円
④ 基準日　平成26年3月31日
⑤ 効力発生日　平成26年7月 1日

当事業年度（自 平成26年4月1日　至 平成27年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	23,060	-	-	23,060
合計	23,060	-	-	23,060

2. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年6月30日定時株主総会	普通株式	468	利益剰余金	20,322	平成26年3月31日	平成26年7月1日

(リース取引関係)

1. ファイナンスリース取引
所有権移転外ファイナンスリース取引
(1)リース資産の内容
有形固定資産
主として、コピー機(器具備品)であります。
(2)リース資産の減価償却の方法
重要な会計方針「1. 固定資産の減価償却の方法」に記載の通りであります。

2. オペレーティング・リース取引
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料
該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項
(1) 金融商品に対する取組方針
当社は、投資運用業などの金融サービス事業を行っております。そのため、資金運用については、預金等の短期的で安全性の高い金融資産に限定し、顧客利益に反しない運用を行っております。また、借入等の資金調達及びデリバティブ取引は行っておりません。
(2) 金融商品の内容およびリスク
営業債権である未収委託者報酬、信託財産中から支弁されるものであり、信託財産については受託者である信託銀行において分別管理されているため、リスクは僅少となっております。
営業債権である未収投資顧問料は、年金信託勘定との投資一任契約により分別管理されている信託財産が裏付けとなっているため、リスクは僅少となっております。
長期差入保証金は、建物等の賃借契約に関連する敷金等であり、差入先の信用リスクに晒されております。
また、営業債務である未払金は、すべて1年以内の支払期日であります。
(3) 金融商品に係るリスク管理体制
当社は、営業債権について、定期的に期日管理及び残高管理を行っております。
また、長期差入保証金についても、差入先の信用リスクについて、定期的に管理を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項
貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下の通りであります。

前事業年度（平成26年3月31日）

(単位:千円)

	貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 現金及び預金	1,567,443	1,567,443	-
(2) 未収委託者報酬	970,004	970,004	-
(3) 長期差入保証金	81,173	81,173	-
(4) 未払金	(640,488)	(640,488)	-

(*) 負債に計上されているものについては、（　）で示しております。

当事業年度（平成27年3月31日）

(単位:千円)

	貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 現金及び預金	1,765,123	1,765,123	-
(2) 未収委託者報酬	1,417,026	1,417,026	-
(3) 未収投資顧問料	303,562	303,562	-
(4) 長期差入保証金	75,792	75,792	-
(5) 未払金	(1,169,402)	(1,169,402)	-

(*) 負債に計上されているものについては、（　）で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収投資顧問料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期差入保証金

これらの時価については、敷金の性質及び賃貸借契約の期間から帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注2）金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成26年3月31日）

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
(1) 現金及び預金	1,567,443	-	-	-
(2) 未収委託者報酬	970,004	-	-	-
(3) 長期差入保証金	10,987	70,185	-	-
合計	2,548,436	70,185	-	-

当事業年度（平成27年3月31日）

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
(1) 現金及び預金	1,765,123	-	-	-
(2) 未収委託者報酬	1,417,026	-	-	-
(3) 未収投資顧問料	303,562	-	-	-
(4) 長期差入保証金	8,390	67,401	-	-
合計	3,494,103	67,401	-	-

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職金制度の概要

退職一時金制度を採用しております。退職給付会計に関する実務指針(平成11年9月14日 日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第13号)に定める簡便法(期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により、当期末において発生していると認められる額を計上しております。また、一部の従業員を対象とした特別退職慰労金規程に基づく当期末所要額及び内規に基づく役員退職慰労金の当期末所要額も退職給付引当金に含めて計上しております。

2. 退職給付債務に係る期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 （自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日）	当事業年度 （自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日）
退職給付引当金期首残高	103,937 千円	99,211 千円
退職給付費用	26,177 千円	61,891 千円
退職給付の支払額	△ 30,902 千円	△ 32,735 千円
退職給付引当金期末残高	99,211 千円	128,367 千円

3. 退職給付費用に関する事項

	前事業年度 （自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日）	当事業年度 （自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日）
退職給付費用	34,427 千円	111,296 千円

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金損金算入限度超過額	58,176 千円	36,084 千円
退職給付引当金損金算入限度超過額	35,359 千円	41,514 千円
未払費用否認額	7,676 千円	2,238 千円
未払事業税	11,736 千円	19,360 千円
その他	10,880 千円	10,228 千円
繰延税金資産の総額	123,829 千円	109,426 千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
法定実効税率	38.01 %	35.64 %
(調整)		
住民税均等割	0.12 %	0.09 %
交際費等永久差異	0.42 %	0.30 %
役員給与永久差異	3.44 %	4.25 %
その他	△2.06 %	0.77 %
税効果会計適用後の法人税の負担率	39.93 %	41.07 %

3. 法人税等の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引き下げが行われることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.64%から平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.10%に、平成28年4月1日以降に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については、32.34%となります。

この結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は9百万円減少し、法人税等調整額の金額が9百万円増加しております。

（持分法損益等）

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

前事業年度 （自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）
兄弟会社等

属 性	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社の子会社	ピーピーエム アメリカ インク	米国 イリノイ州	1千 米ドル	投資運用業	なし	調査業務の委託	委託調査費の支払(注)	183,481	未払金	14,297
親会社の子会社	エム アンド ジー インベストメント マネジメント リミテッド	英国 ロンドン市	9,350千 英ポンド	投資運用業	なし	調査業務の委託	委託調査費の支払(注)	33	未払金	0
親会社の子会社	イーストスプリング・インベストメンツ（シンガポール)リミテッド	シンガポール	1百万 シンガポールドル	投資運用業	なし	調査業務の委託 システム情報 関係契約 役員の兼任	委託調査費の支払(注) 情報関連費の支払	1,188,956 13,847	未払金 未払金	108,827 3,208
親会社の子会社	イーストスプリング・インベストメンツ・サービス・プライベートリミテッド	シンガポール	1千5万 シンガポールドル	その他サービス業	なし	商標使用契約 役員の兼任	ロイヤリティの支払	39,877	未払金	18,990
親会社の親会社	プルーデンシャル・ホールディングス・リミテッド	英国 ロンドン市	623百万 英ポンド	持株会社	なし	管理業務の委託	業務委託	33,629	未払金	4,900
親会社の子会社	エムアンドジーリアルエステイトジャパン株式会社	東京都 千代田区	300万円	不動産業	なし	不動産の賃貸	不動産賃貸料の受領	7,277	未収金	2,260

取引条件及び取引条件の決定方針等
(注)委託調査費は、第三者との取引と同様の契約に基づき決定されております。

当事業年度 （自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）
兄弟会社等

属 性	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社の子会社	ピーピーエム アメリカ インク	米国 イリノイ州	1千 米ドル	投資運用業	なし	調査業務の委託	委託調査費の支払(注)	155,511	未払金	12,603
親会社の子会社	イーストスプリング・インベストメンツ（シンガポール)リミテッド	シンガポール	1百万 シンガポールドル	投資運用業	なし	調査業務の委託 計算業務の委託 システム情報 関係契約 役員の兼任	委託調査費の支払(注) 委託計算費の支払(注) 情報関連費の支払	1,744,490 31,565 6,645	未払金 未払金	380,343 7,608
親会社の子会社	イーストスプリング・インベストメンツ・サービス・プライベートリミテッド	シンガポール	1千5万 シンガポールドル	その他サービス業	なし	商標使用契約 役員の兼任	ロイヤリティの支払	49,462	未払金	26,551
親会社の親会社	プルーデンシャル・ホールディングス・リミテッド	英国 ロンドン市	623百万 英ポンド	持株会社	なし	管理業務の委託	業務委託	77,336	未払金	35,461
親会社の子会社	エムアンドジーリアルエステイトジャパン株式会社	東京都 港区	300万円	不動産業	なし	不動産の賃貸	不動産賃貸料の受領	4,688	未収金	0

取引条件及び取引条件の決定方針等
(注)委託調査費及び委託計算費は、第三者との取引と同様の契約に基づき決定されております。

2. 親会社に関する注記
プルーデンシャル・コーポレーション・ホールディングス・リミテッド（非上場）

(資産除去債務関係)

当社は、本社オフィスの不動産賃借契約に基づき、オフィスの退去時における原状回復に係る債務を、資産除去債務として認識しております。

なお、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積もり、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。なお、見積もりに当たり、使用見込期間は入居時から10年間を採用しております。

(セグメント情報等)

セグメント情報

当社の報告セグメントは「投資運用業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

1. 製品及びサービスごとの情報

前事業年度（自平成25年4月1日至平成26年3月31日）

(単位:千円)

	委託者報酬	投資顧問料	その他営業収益	合計
外部顧客への売上高	5,427,758	3,961	32,102	5,463,823

当事業年度（自平成26年4月1日至平成27年3月31日）

(単位:千円)

	委託者報酬	投資顧問料	その他営業収益	合計
外部顧客への売上高	6,475,952	281,076	35,656	6,792,685

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がいないため、記載はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 （自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日）	当事業年度 （自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日）
1株当たり純資産額	75,238円98銭	80,030円49銭
1株当たり当期純利益	20,322円44銭	25,113円92銭

(注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注2) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前事業年度 （自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日）	当事業年度 （自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日）
当期純利益	468,635千円	579,127千円
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株主に係る当期純利益	468,635千円	579,127千円
普通株式の期中平均株式数	23,060株	23,060株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

４【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

(1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
(2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
(3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)および(5)において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
(4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
(5) 上記(3)および(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

５【その他】

(1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社および当ファンドに重要な影響を与えると予想される訴訟事件等は発生していません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称　三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社
資本金の額　324,279百万円（平成27年3月末現在）
事業の内容　銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

＜再信託受託会社＞
名称　日本マスタートラスト信託銀行株式会社
資本金の額　10,000百万円（平成27年3月末現在）
事業の内容　銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名　　称	資本金の額 （平成27年3月末現在）	事業の内容
株式会社ＳＢＩ証券	47,937百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
水戸証券株式会社	12,272百万円	
リテラ・クレア証券株式会社	3,794百万円	
宇都宮証券株式会社	301百万円	
楽天証券株式会社	7,495百万円	
マネックス証券株式会社	12,200百万円	
東洋証券株式会社	13,494百万円	
髙木証券株式会社	11,069百万円	
フィデリティ証券株式会社	7,007百万円※	
カブドットコム証券株式会社	7,196百万円	
いよぎん証券株式会社	3,000百万円	
ＳＭＢＣ日興証券株式会社	10,000百万円	
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレーＰＢ証券株式会社	8,000百万円	
エース証券株式会社	8,831百万円	
エイチ・エス証券株式会社	3,000百万円	
ひろぎんウツミ屋証券株式会社	6,100百万円	
東海東京証券株式会社	6,000百万円	
株式会社あおぞら銀行	100,000百万円	銀行法に基づき、銀行業を営んでいます。
スルガ銀行株式会社	30,043百万円	

※ 平成27年8月末現在

２【関係業務の概要】

(1) 受託会社

当ファンドの受託者として信託財産の保管・管理業務等を行います。なお、信託事務の一部につき、再信託受託会社に委託することがあります。

(2) 販売会社

当ファンドの受益権の募集の取扱いおよび販売、一部解約に関する事務、一部解約金・収益分配金および償還金の支払いに関する事務等を行います。

３【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第３【参考情報】

金融商品取引法第25条第１項各号に掲げる書類のうち、当特定期間において提出したものは以下のとおりです。

平成27年2月25日	臨時報告書
平成27年5月14日	有価証券報告書
平成27年5月14日	有価証券届出書
平成27年5月25日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

平成27年6月12日

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　　公認会計士　平栗　郁朗　　㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているイーストスプリング・インベストメンツ株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イーストスプリング・インベストメンツ株式会社の平成27年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（※）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

平成27年10月８日

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社
取 締 役 会 御 中

PwCあらた監査法人

指定社員
業務執行社員　公認会計士　鶴 田 光 夫

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているイーストスプリング・インドネシア債券オープン(毎月決算型)の平成27年２月19日から平成27年８月18日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イーストスプリング・インドネシア債券オープン(毎月決算型)の平成27年８月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。